

議案第 39 号

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり
親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費
の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 30 年 6 月 4 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 所得税法等の一部を改正する等の法律による所得税法の一部改正に伴い、
所要の改正を行いたいため。

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「所得税法」を「所得税法(昭和40年法律第33号)」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第5条第2項中「、第1項」を「、前項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、第1条の規定による改正後の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第2条の2第2項の規定及び第2条の規定による改正後の交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条の2第1項第1号の規定は、平成30年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例第2条の2第2項の規定及び第2条の規定による改正後の交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条の2第1項第1号の規定は、施行日から平成31年6月30日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条の規定による改正後の所得税法第2条第1項第33号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは、改正前の所得税法第2条第1項第33号に規定する「控除対象配偶者」とする。